

## 令和6年度 神戸市スクールソーシャルワーカースーパーバイザー採用選考案内（会計年度任用職員）

神戸市教育委員会事務局

- 1 採用予定数 1名
- 2 採用予定日 令和7年2月1日
- 3 任用期間 令和7年3月31日まで  
 ※継続希望でかつ勤務状況が良好な場合は、翌年度以降も任用期間を1年毎に更新することができます（最長で令和11年3月31日まで）。  
 ※選考の結果、適任の方がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。

## 4 職務内容

- (1) スーパーバイザーとしてのスクールソーシャルワーカーの指揮・監督
- (2) 実務経験を活かしたスクールソーシャルワーカーへの適切な指導・助言
- (3) スクールソーシャルワーカー、教職員等への研修活動
- (4) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- (5) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (6) 学校園内における幼児、児童生徒への支援体制の構築及び支援
- (7) 保護者、教職員に対する支援、相談及び情報提供
- (8) その他上記に付随する業務で、教育長が必要と認める職務

## 5 勤務条件

報酬月額	322,918円（別途通勤費支給） ※週31時間勤務の場合 ※昇給・退職手当なし ※期末・勤勉手当あり（年2回、翌年度以降の任用がある場合のみ）
勤務時間	午前8時45分から午後5時30分まで（休憩：午前12時から午後1時）
勤務場所	神戸市教育委員会事務局
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで） ※週31時間勤務の場合、加えて平日のうち1日（協議のうえ決定）
休暇	年次有給休暇、特別休暇（忌服休暇・夏季休暇等）
社会保険等	健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

## 6 受験資格

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有している者
- (2) 福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者で、職務内容を適切に遂行できる者
- (3) 過去に福祉や教育の分野において、5年以上の活動経験を有する者
- (4) 次のいずれにも該当しない人。なお、学歴は問いません。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心身耗弱を原因とする人以外）

## 7 申込手続

- (1) 提出書類 採用選考申込書兼職務経歴書
- (2) 申込期間 令和6年11月1日（金）から11月22日（金）17時まで  
※郵送による場合も令和6年11月22日（金）必着とします。
- (3) 申込方法 ①電子メールによる場合  
・提出書類を下記メールアドレスにお送りください。  
②郵送による場合  
・提出書類を下記へ郵送してください。  
・角型2号（A4）の封筒に必要書類を折り曲げずに入れてください。  
※郵送方法は指定しませんが、簡易書留等の方法を推奨します。
- (4) 送付先 〒650-0044  
神戸市中央区東川崎町1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル  
ハーバーセンター4階 神戸市教育委員会事務局 学校教育部 児童生徒課  
Email: jidou-seito@office.city.kobe.lg.jp
- (5) 注意事項等 ①提出書類に不備がある場合には返送することがありますが、返送に伴う申込の遅延については、責任を負いません。  
②提出書類は返却できません。なお、選考実施に関して収集した個人情報、本選考の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。  
③受験票は、送付しません。  
④選考結果及び理由についての電話及び電子メール等によるお問い合わせにはお答えできません。

## 8 選考方法

- (1) 選考内容 ①第一次選考 書類選考  
②第二次選考 面接選考
- (2) 面接日時 令和6年12月10日（火）  
※時間・場所等の詳細については、受験者に通知します。
- (3) 合格発表 選考の結果は、可否に関わらず郵送により通知します。

## 9 その他

- (1) 採用は原則として、令和7年2月1日以降の予定です。採用時期は合格者と相談の上、決定します。
- (2) 合格後、採用までの間に、卒業・修了証明書や職歴証明書等の提出が必要となります。
- (3) 受験資格がないこと又は採用選考申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (4) 傷病等により職務に支障があると認められる場合には、採用予定日が延期されることがあります。
- (5) 採用者については、名前・略歴等を公表する場合があります。

## 10 問合せ・応募先

神戸市教育委員会事務局学校教育部児童生徒課

TEL: 078-984-0755（直通） ※受付及び電話対応は平日9時から17時